

## 住宅借入金等特別控除申告説明会

住宅ローンなどを利用してマイホームを新築や購入、増改築し、平成13年中に入居した方は、一定の要件にあてはまれば、居住の用に供した年から「住宅借入金等特別控除」を受けることができ、所得税が軽減されます。

控除が受けられる期間は、平成13年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合は15年間、平成13年7月1日から平成13年12月31日までの間に居住の用に供した場合は10年間です。

住宅借入金等特別控除を受けるためには、確定申告をしていただく必要があります。

むつ税務署では、給与所得者の方を対象に、下記により説明会を開催しますので、申告書の記入方法等の説明を希望される方は、ご出席くださるようご案内申し上げます。

説明会では、①確定申告書の書き方、②還付金の受取方法などについて説明しますので下記「〇お持ちいただくもの」をご準備の上、ご出席をお願いします。説明会は、午前と午後の2回開催し、時間は1時間30分程度を予定しておりますので、ご都合に合わせてご出席ください。

### 記

#### 〇開催日時及び場所

開催日	時 間	場 所
2月1日(金)	午前10時～11時30分	下北合同庁舎 4階会議室 むつ市金谷2丁目6-15 ☎22-4976
	午後1時30分～3時	
2月5日(火)	午前10時～11時30分	
	午後1時30分～3時	

#### 〇お持ちいただくもの

- (1) 筆記用具（ボールペン）
- (2) 申告に必要な書類
  - ①住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書…銀行など金融機関が証明します。
  - ②住民票の写し…市役所・町村役場が発行します。
  - ③家屋の登記簿謄（抄）本…法務局が発行します。
  - ④工事請負契約書（写）又は建物の売買契約書（写）
  - ⑤平成13年分給与所得の源泉徴収票…勤務先が発行します。

なお、増改築をした場合や住宅ローンになどに敷地の購入に係るローンが含まれている場合には、上記の①②③④⑤の書類のほかに建築確認通知書（写）や敷地の登記簿謄（抄）本が必要です。

- (3) 印鑑（認印でかまいません）
- (4) 申告者名義の振込先預貯金口座番号のわかるもの（普通預金通帳など）

#### 〇その他

- (1) 「説明資料」や「確定申告書用紙」は、説明会場で配布します。
- (2) 12時から13時までは昼休み時間とさせていただきますのでご了承ください。